



# Tax Watch Update

Issue No. 7

2011年9月

## 法人所得税

会計或いは税制年度又は両方を変更した時の、事業体の報告義務	2
その他所得の確定	2
2011年度法人所得税の30%減税	2

## 個人所得税

コミッション及び報酬に対する個人所得税の課税値と比率	3
不動産譲渡に対する個人所得税の計算	3

## 付加価値税

プロモーション、マーケティング費用の仮払VAT控除	4
支払が購入者によって実施されない場合の仮払VAT控除	4

## 概要

- ▶ 事業体は法人税を計算する税制年度を西暦年間から会計年度へ或いは逆に変更することができるが、変更の際には地方税務当局に報告する必要があります。
- ▶ 贈物である所得、割引、プロモーションからの所得など事業活動に直接発生しない所得は、その他所得としてみなされる為、25%の税率で法人所得税が計算されます。
- ▶ 経済情勢の困難の克服を援助する為2011年度法人の税負担の30%減少措置

## 法人所得税 (CIT)

**税制年度を変更した時に、事業体は報告義務がありません。**

税務総局の2011年7月25日付けOfficial Letter 2550/TCT-KK (CV 2550) では「事業体は法人税を計算する税制年度を西暦年間から会計年度へ或いはその逆に変更することができるが変更税制年度は12ヶ月以下にしなければなりません。但し、税務管理システムが情報を十分にタイムリーに更新するために、事業体は税制年度を変更する以前に、地方税務当局に報告をする必要があります。

### その他所得の算定

2011年7月19日付けOfficial Letter 2474/TCT-CSのガイダンスにより、贈物である所得、割引、プロモーションから発生する所得及びその他の現金或いは事業体の営業ライセンスに記載している事業活動に直接関連しない現物である支援金は法人所得税の課税所得を計算する時にその他所得として認識されます。また財務省の2008年12月26日付けCircular 130/2008/TT-BTCのH部の規定に基づき、該当所得は法人所得税に関する優遇措置を享受する対象には属しません。

従って、事業体は該当所得をその他課税所得として正確に計上する必要があります。法人所得税を計算する時に控除可能な活動費（例：割引、プロモーションなどの場合）として計算をしてはいけません。間違えて分類をしたことで税額が不足となる計上をした場合、税務処罰を受ける可能性があります。

### 2011年法人税の30%の減税

国会の2011年8月6日付け議決第 08/2011/QH13は中小企業及び農林水産物、繊維、皮革・履物、電子部品の生産や加工、経済社会インフラ建設分野で労働者を大量に雇用する企業に対し2011年度法人所得税の30%減税が規定されました。

但し、上記の30%減税の優遇措置は宝くじ、不動産、証券、金融、銀行、保険事業および、特別消費税の課税対象の商品・サービス生産販売事業からの所得には適用されません。従って、事業体は該当活動からの所得を別に計上し税金を正確に計算しなければなりません。本議決の詳細につきましては8月のニュースレターをご参照ください。

## 概要

- ▶ (労働契約書を締結していない個人に対する) 新規個人所得税の課税額はこれまでの1回につき50万ドンに代わり、1回につき100万ドンになりました。税コードを有しない個人には、10%の代わりに20%が課税されます。
- ▶ 不動産譲渡に対する個人所得税の算定方法を規定する Circular 113 の発効

## 個人所得税

### コミッション及び報酬に対する個人所得税の課税値と比率

2011年8月4日付けCircular 113/2011/TT-BTCにより、商品代理店に支払ったコミッション及びサービスを実施した個人に支払った給与、賃金、その他サービス料は1回に当たり100万ドン以上(以前の規則には1回に当たり50万ドン以上)の場合、税コードを有する個人は10%の課税、税コードを有しない個人は20%の課税となります。但し、財務省が特別に控除比率を適用するガイダンスを有する場合を除きます。

個人が10%或いは20%で課税される対象に属する所得のみを有する場合、課税所得の年額が課税の値(扶養がなければ年間所得が48百万ドン以下)より低い場合、税金が控除されないためには、所得支払者に約束文書を提出しなければなりません。

Circular113は2011年9月19日より発効となりますので、所得支払者は該時点に注意をし、税金を正確に控除する必要があります。

### 不動産譲渡に対する個人所得税の算定

土地所有権の証明書、家・マンションの使用権の証明書を有する個人が土地・家・マンションの使用権を譲渡した時の個人所得税算定用の譲渡価格を規定するCircular113が2011年9月19日より発効となります。譲渡価格とは譲渡契約書の価格と譲渡時点に有効している中央所属省・都市人民委員会によって発効された土地価格一覧表・登記手数料の計算用価格のどちらかの高い価格とされます。譲渡不動産の価格(購入価格及び改善費用などを含める)を算定する根拠は合法的なインボイスと証明書です。税率は譲渡所得の25%(譲渡価格から費用を控除した金額)或いは購入価格(原価)を証明するためのインボイス・証明書を有しない場合は譲渡価格の2%と規定されます。

上記の税金計算方法も2011年6月23日付けDecree 71/2010/ND-CPの発効日以前に締結した家の床売買契約、家の床・家・マンションの購入権を有するための出資契約及び将来に形成する住宅の売買契約譲渡に適用されます。

## 概要

- ▶ Official Letter 2479/TCT-KKにより、限界額を超えるプロモーション、マーケティング費用などの仮払VAT控除が認められます。
- ▶
- ▶ 支払が購入者によって実施されない場合に仮払VATを控除できます。但し、仮払VATを控除するために、納税者、特に外国契約者は支払条件に注意する必要があります。

## 付加価値税 (VAT)

### プロモーション、マーケティング費用の仮払VAT控除

VATに関するCircular 129/2008/TT-BTC (Circular 129)では限界額を超えるプロモーション、マーケティング費用などの仮払VAT控除を明確に規定されていません。従って、省及び都市の税務当局は該当VATを控除させないことが一般的な状況でした。

プロモーション、マーケティング費用に関する控除が不可能なVATを統一するために、2011年7月20日に、財務省はOfficial Letter 2479/TCT-KKを発行し、「事業者がVAT控除に関する条件を満たす場合、限界を超える費用の仮払VATを全額控除できる」と確認をしました。

### 支払が購入者によって実施されない場合の仮払VAT控除

2011年7月25日に発行されたOfficial Letter 2524/TCT-CS (OL 2524)は外国契約者が外国契約者の海外での銀行口座を通じて支払った場合のベトナムに於ける外国契約者の駐在事務所の仮払VAT控除についてガイダンスを示しました。

OL2524により、外国契約者の駐在員事務所が以下の条件を満たす場合、仮払VATを控除できます。

- ▶ 契約書、インボイスなど商品・役務を実際に販売したと証明する書類を有する。
- ▶ ベトナムに於ける商品・役務の供給者はインボイスに基づいて税金を申告し、販売契約書、インボイスに適合な支払を受けた。
- ▶ 支払の委任は駐在事務所とベトナムに於ける供給者との商品・役務の販売契約書に具体的に規定されている。

上記の場合に発生する仮払VATを控除するために、外国契約者は本OLに規定された書類等に注意する必要があります。

## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

**Huong Vu** パートナー  
[huong.vu@vn.ey.com](mailto:huong.vu@vn.ey.com)

**Thanh Trung Nguyen** ディレクター  
[thanh.trung.nguyen@vn.ey.com](mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com)

**Trang Pham** ディレクター  
[trang.pham@vn.ey.com](mailto:trang.pham@vn.ey.com)

**Hoang Vu Phan** ディレクター  
[hoang.vu.phan@vn.ey.com](mailto:hoang.vu.phan@vn.ey.com)

**The Gia Tran** シニア・マネージャー  
[the.gia.tran@vn.ey.com](mailto:the.gia.tran@vn.ey.com)

**安西 冬樹** 日系企業担当マネージャー  
[fuyuki.anzai@vn.ey.com](mailto:fuyuki.anzai@vn.ey.com)

### ホーチミン事務所

**Christopher Butler** パートナー  
[christopher.butler@vn.ey.com](mailto:christopher.butler@vn.ey.com)

**Sarah Jubb** エグゼクティブ・ディレクター  
[sarah.jubb@vn.ey.com](mailto:sarah.jubb@vn.ey.com)

**Nitin Jain** ディレクター  
[nitin.jain@vn.ey.com](mailto:nitin.jain@vn.ey.com)

**Thinh Xuan Than** ディレクター  
[thinh.xuan.than@vn.ey.com](mailto:thinh.xuan.than@vn.ey.com)

**Thy Anh Huynh** シニア・マネージャー  
[thy.anh.huynh@vn.ey.com](mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com)

**小野瀬 貴久** 日系企業担当マネージャー  
[Takahisa.Onose@vn.ey.com](mailto:Takahisa.Onose@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction  
| Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万1,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000176

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。